



今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	日本企業と外国企業の国際的な競争条件のイコールフットィング、我が国立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国際合意に基づく市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化や OECD 等での議論を踏まえたグローバル・ミニマム課税の見直しの際には、企業の実務上顕在化した課題等を踏まえつつ、国際的な議論への参画・対応を行い、企業に過度な負担が生じないよう必要な見直しを検討することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、妥当。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	令和5年度 新設（グローバル・ミニマム課税（所得合算ルール（IIR））の導入） 令和6年度 拡充（グローバル・ミニマム課税の改正） 令和7年度 拡充（グローバル・ミニマム課税（軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニ マム課税（QDMTT））の導入）等	